

滋 公 情 個 審 第 2 号
令和 2 年(2020 年) 8 月 6 日

滋賀県知事 殿

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会
会 長 横 田 光 平

建 議 書

「優生保護審査会の審議録および提出文書等」の公文書一部公開決定に対する審査請求に関して滋賀県知事よりなされた諮問第 146 号・第 147 号・第 149 号につき、旧滋賀県情報公開審査会での審議、及びこれを引き継いだ現滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会審査部会特別分科会での審議を経て令和元年 8 月 28 日に当審議会が行った答申(情)第 3 号・第 4 号・第 5 号(以下あわせて「答申」という。)に対し、答申から 6 カ月近く経った令和 2 年 2 月 12 日に、答申とは大きく異なる内容の裁決(以下「裁決」という。)が下された。

確かに裁決一般についていえば審査請求人との関係で対外的に権限を有するのは裁決庁であり、当審議会は諮問機関であることから、裁決庁は当審議会の答申内容に法的に拘束されるわけではない。しかし、滋賀県情報公開条例(以下「条例」という。)第 22 条第 3 項は答申尊重義務を定めており、裁決がこの義務に大きく違反しているとするれば、そのような裁決をそのままにしておくことは、情報公開に係る県政に対する信頼を大きく損ねるものといわざるをえない。当審議会は、答申内容と異なる裁決の内容、及び裁決に至る過程には、答申に示された専門的かつ健全な社会常識を反映した判断を蔑ろにし、答申尊重義務に明らかに反すると考えられる問題点があると考えられるものである。よって、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例第 3 条に基づき、裁決に対する当審議会の考えを以下に示した上で、今後県としてとるべき対応と当審議会が考えるところにつき建議する。

1 事実の経緯

(1) 平成 29 年 12 月 5 日、審査請求人は、条例第 5 条第 1 項の規定に基づき、処分庁に対し、優生保護審査会の審議録や審査会に提出された文書（申請書、検診録など）一式、優生保護法第 4 条に基づく手術にかかる国費請求のための会計資料など一式、手術実態が分かる優生手術台帳のようなものの公開を求めて公文書公開請求を行った。

平成 30 年 1 月 11 日、処分庁は、対象公文書として特定した文書（具体的には優生手術の申請書、健康診断書、承諾書、概要の調査に関する書類、関連する起案文書等。以下「本件対象公文書」という。）につき、文書に記載された情報の一部を非公開とした上で、公文書一部公開決定を行った。

処分庁の処分理由の概要は以下のとおりである。

- i) 滋賀県優生保護審査会委員に関する部分は、答申と裁決の内容が異なるため省略。
- ii) 手術対象者に係る部分は、条例第 6 条第 1 号前段に該当する情報を非公開とするとともに、優生手術が必要かどうかという情報、いわば病院のカルテのようなものが含まれていることから、それらの情報につき条例第 6 条第 1 号後段に該当する情報として非公開とした。
- iii) 医師に係る部分についても、条例第 6 条第 1 号前段に該当するとともに、手術対象者にとっても条例第 6 条第 1 号後段に該当するとして非公開とした。

平成 30 年 2 月 27 日、審査請求人は、行政不服審査法第 2 条の規定に基づき、処分庁に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

(2) 答申の概要は以下のとおりである。

① 条例第 6 条第 1 号前段に係る部分について

本件対象公文書は、特定の者が手術対象者となったという事実にとまらず、手術対象者やその親族の生活状況や病歴、病状にまで及ぶような極めてプライバシー性の高い情報が多数記載されており、こうした情報の内容を考慮すれば、手術対象者やその親族の居住地の近隣住民や職場関係者といった特定の者であれば、これらの者を識別することができるという場合においても、手術対象者やその親族の権利利益を害することがないよう特段の配慮を要すべきものであるといえる。

② 条例第 6 条第 1 号後段に係る部分について

プライバシーは、県民の知る権利や社会の関心等の公益と対抗関係にあるものであって、その内容は対抗する公益との比較衡量において法的に保護される範囲が決められるべきものであると解される。現在、旧優生保護法に基づく人権侵害の疑いに関する社会的関心が非常に大きく、事実関係が待たれている、あるいは「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」（以下「一時金支給法」という。）が制定されたという状況のもとでは、プライバシーとして法的な保護に値する範囲は一般的な場合と比

べて相当程度に縮小することとなるというべく、カルテに記載されている病名、病歴、処置の状況等の情報であるというだけの理由で、個人の権利利益を害するおそれがあるということとはできない。

③以上の基本的な考え方にに基づき、手術対象者およびその親族に関する情報のうち、氏名、本籍地、住所、居所、印影は非公開とすることが妥当であり、年齢、続柄、生年月日、職業、生活状況、発病後の経過、病状、遺伝関係等の情報の一部は公開とすることが妥当である。

④申請医師の氏名は非公開が妥当であるが、指定医師の氏名については、旧優生保護法の規定により指定医師が生殖を不能にする手術を行う権限を付与されていたところ、公務員の氏名は一般に慣行として公にされる情報でありとりわけ実力行使を行う公務員に証票の携帯、呈示を義務付ける行政代執行法第4条、警察官職務執行法第6条等の趣旨もふまえ、それらの場合以上に権利侵害の程度が甚だしいといえる指定医師の氏名については条例第6条第1号ただし書アにより「慣行として公にされている情報」として公開することが妥当である。

⑤申請医師および指定医師が所属する医療機関に関する情報については、旧優生保護法に基づく優生手術が、現在の価値判断からすると人権侵害行為であったという評価もなされており、当該医療機関の社会的評価への影響が全くないとは言い切れない。しかしながら、条例第6条第2号アの正当な利益の判断に当たっては、県民の知る権利や社会の関心等の公益との比較衡量において法的保護に値する利益であるかを判断すべきである。現在、旧優生保護法に関する社会的関心が非常に大きく、事実解明が待たれているという状況にあること、優生手術が行われた当時は当該手術は法律に基づき行われていたことからしても、当該医療機関の正当な利益を害するおそれがあるとまではいえず、当該医療機関の印影に関する情報を除き、条例第6条第2号アに該当するものとは認められない。

(3) これに対し、裁決の概要は以下のとおりである。

①条例第6条第1号前段に係る部分については答申のとおりである。

②条例第6条第1号後段に係る部分については答申のように解することはできない。

本件対象公文書に記載されている手術対象者やその親族の生活状況や病歴、病状は、通常最も他人に知られたい個人に関する情報の一つであって、みだりに公開することのないように最大限の配慮を必要とする情報である(条例第3条後段)。優生手術の対象となった者の病状等の情報は、個人の心身の状況等に関する情報の中でも、特に本人およびその親族が偏見や差別による人権侵害を受けるおそれがある情報である。

一時金支給法の前文では、優生手術等を受けた方々の名誉と尊厳を重んずることがうたわれ、同法に基づく事務の取扱いにおいては、一時金の請求者の心情を理解した上で、丁寧な相談・支援など、特段の配慮を行うこととされている。個々人のおかれている様々な状況も想定し、一律に当該者に一時金の支給対象となり得る旨を個別に通知することは慎重に考えるべきことなど、優生手術等を受けた者本人に対しても、その事実に関する情報の取り

扱いについては慎重さが求められている。

したがって、答申において社会の関心や事実解明が待たされていることと対抗関係になるとされている本件対象公文書に記載された個人に関する情報のプライバシー性（法的保護の必要性）は、極めて高いと考えられ、本件におけるプライバシーとして法的な保護に値する範囲については、一般的な場合に比べてプライバシーとしての高度の保護の必要性があるといえることから、答申の指摘するように、一般的な場合と比べてその保護される範囲が相当程度縮小すると解することはできない。

個人情報を開示するのではなく、個人情報を保護しつつ、この問題に対応していく立場にある国の調査や、県の調査により、社会の関心や事実解明の公益は充足されるものである。

③以上の基本的な考え方にに基づき、手術対象者およびその親族に関する情報であって答申において公開すべきとされた情報のうち、年齢・続柄は非公開とし、また、発病後の経過、病状、遺伝関係等といった法的な保護の中核にあると言える個人に関する情報については、個人に関する情報のうち、最も他人に知られたくない種類のものであり、手術対象者およびその家族にとっては、同意なく公開されることを望まず、また、そうなることはないを期待すると思われる情報であることから、非公開とする。

④指定医師の氏名について、答申とは異なり、非公開とする。

行政代執行法第4条や警察官職務執行法第6条が当該公務員に証票の携帯、呈示を義務付けるのは、実力行使の相手方に対してその権限の正当性を示すためのものと考えられ、氏名を広く一般に公にすることが目的ではない。また、本県において、警部補およびその相当職以下の警察官について、逮捕等の実力行使を行う公務員であっても、名簿等によりその氏名を慣行として公にすることはしていない。

指定医師は公務員ではなく、その氏名が慣行として公にされている情報とは言えず、公務員（例えば警察官）であっても、その実力行使の程度の強さによって氏名の公開性が高まる性質のものではない。また、指定医師について権利侵害の程度の甚だしさから氏名が公開されることも是認され得るとすることは、当時は法律に基づき優生手術を行ったものであることも踏まえると、採ることはできない。

⑤申請医師および指定医師が所属する医療機関に関する情報は、申請医師および指定医師に関する情報としても、手術対象者やその親族に関する情報としても条例第6条第1号に該当する。

また、医療機関に関する情報として条例第6条第2号アにも該当する。旧優生保護法に基づく優生手術は、当該手術が行われた当時は法律に基づき行われていたものであるが、人権侵害行為であったという評価もなされている。したがって医療機関に関する情報を公開した場合には、「人権侵害行為をした医療機関」と受け取られ、当該医療機関の社会的評価や、業務上の信用等が低下し、または無用の対応に迫られて当該医療機関の事業運営が損なわれたりする蓋然性が認められる。

2 裁決に対する疑義

(1) 裁決の判断内容について

条例第 1 条は「県民の知る権利を尊重し、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要である」と述べ、これを受けて条例第 3 条は、「実施機関は、公文書の公開を請求する権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するものとする」と定め、条例第 4 条がそのような権利を何人にも認めている。このような条例の基本構造を前提として、条例第 6 条が定める公開義務の例外としての非公開情報該当性については、情報の公開を原則とした上での例外であることを十分に踏まえた判断が求められる。

また、条例第 22 条第 3 項に定める答申尊重義務とは、裁決庁が答申内容と異なる裁決を行うことを否定するものではないが、答申を行った本審議会の委員構成に鑑みれば、裁決庁には、当審議会の専門的かつ一般人の健全な社会常識を反映した判断を尊重して裁決を行うことが求められているといえる。裁決庁は、当審議会と同じ立場に立って答申の内容を一から検討し直すのではなく、答申の判断が明らかに不当である場合に限って答申と異なる判断をなしうるものと解される。

以上のような基本的な理解を前提とすると、裁決には以下のような疑義がある。

1) ②条例第 6 条第 1 号後段に係る部分について

答申が「プライバシーとして法的な保護に値する範囲は一般的な場合と比べて相当程度に縮小することとなる」と述べるのは、処分理由において、個々の情報を個別具体的に検討することなく、病歴などの医療関連情報であることをもってただちに第 6 条第 1 号後段該当性を認めるかのような判断が示されていることに対するものである。答申は、一方で、情報の公開を支持する諸事情、すなわち優生手術等を受けた当事者を含む県民の知る権利や社会の関心等の公益と、もう一方で、非公開を支持する諸事情、すなわち個人に関する情報の偏見・差別関連性を含めたプライバシー性とを、条例の趣旨をふまえて個別具体的に比較衡量すべきであるとの考え方を示したものである。このことは、答申を慎重に読めば十分に理解することができるものである。にもかかわらず、裁決は、本件対象公文書に記載されている情報が個人にとって有する意味を軽んじているかのように答申の内容を曲解し、答申に示された基本的な考え方を尊重することなく、これと大きく異なる考え方にとって代えている。

具体的には、答申の考え方を否定するにあたり、裁決は、特に本人およびその親族が偏見や差別による人権侵害を受けるおそれがある情報である点を指摘する。しかし、条例第 6 条第 1 号後段に係る情報は、条例第 6 条第 1 号前段に該当せず、特定の個人を識別することができない情報であり、そのことを踏まえて答申の考え方が示されたものであるところ、裁決の指摘は論理的に答申の内容に対応するものではない。

次に、特定の個人を識別することができない情報であっても、優生手術等を受けた者本人

に対して、個々人のおかれている様々な状況も想定し、情報の取り扱いに慎重さが求められる点は、裁決が指摘するとおりである。しかし、当審議会審査部会特別分科会（以下「特別分科会」という。）は、そうした点についても十分に考慮した上で、答申に示した考え方をとるに至ったものである。他方で、一時金給付法に基づく救済が進まないとの近時の報道は、情報の取り扱いに慎重を期しつつ、救済されるべき当事者に情報が伝わるよう最善を尽くすことの重要性を示している。優生手術等を受けた者本人が事実を知ら（され）ない、あるいは事実を知りたいと思っても個人情報保護条例に基づく自己情報の開示請求自体、また、一時金給付法に定める相談自体、少なからず精神的な苦痛を伴うといった様々な状況を想定し、「自らの身に何が起こったかを知りたい」という本人の切実な思いがあるとするれば、そのような思いも無視することができないとの視点も重視して、特別分科会は審査を行ったものである。答申が重視する「県民の知る権利」は当然に「優生手術等を受けた県民の知る権利」を含むものである。

本件対象公文書に記載された発病後の経過、病状、遺伝関係等といった情報は、裁決が強調するように、最も他人に知られたくない情報であると同時に、そのような自らの情報がどのように医師に取り扱われていたかを知ることができる貴重な情報でもある。

そうした情報に対し、優生手術等を受けた方々の受け止め方は一人ひとり様々であり、その一人一人の方の心の中でも様々な思い、感情があることが想像される。そのような当事者の方々一人一人の多様で複雑な心の内を知ることができない特別分科会が、当事者の心の内を勝手に忖度して一方的に決め付けることは厳に控えるべきであるとの健全な社会通念に基づき、条例第 6 条第 1 項前段に該当しない場合に問題となる後段該当性については、優生手術等を受けた方々の心の中に踏み込まない答申の内容となったものである。個人に関する情報については、個人にとって情報が有する多面的な側面を総合的に考慮する必要があるのであって、答申の内容はこのような意味を含むものである。

以上のとおり、裁決が強調する点も含め様々な観点から検討した結果として答申が示した判断に対し、考慮すべき事項を十分に考慮することなくこれと異なる判断にとって代えて裁決を下すことは、明らかに答申の尊重義務に反するものと考えられる。

なお裁決が「個人情報を保護しつつ、この問題に対応していく立場にある国の調査や、県の調査により、社会の関心や事実解明の公益は充足される」と述べる点につき、県の調査とほいうまでもなく実施機関による調査であるところ、実施機関の調査によってどのような事実が解明されたのか、あるいは解明されつつあるのか、個人情報を保護しつつ調査結果を公にすることによって、当事者はいうまでもなく広く県民の関心に応え、公益を充足していただきたい。

2) ④指定医師の氏名について非公開とする点。

条例第 6 条第 1 号ただし書アの趣旨は、情報の公開が原則であるところ、個人情報であっても慣行として公にされる情報につき非公開情報から除外されるのは、どのような目的で

あれ行政組織外部に対して公にされ、あるいは公にされることが予定されている情報である以上、例外的に非公開とすることに意味がないという点に尽きるのであり、裁決のいう当該情報提示の目的の如何は関係がない。

また、裁決は「公にされ」という条例第6条第1号ただし書アの文言を「広く公にする」と曲解しているかのようであるが、「公にされる」とは「公開（公表）する」という意味ではない。情報公開とは別の制度である行政手続法5条1項にいう「公にする」とは、求めに応じて情報を伝えることを含むと解されており、「公表する」と同義ではないとされている（『条解行政手続法〔第2版〕』（弘文堂，2017）166頁。）ところ、情報の公開を原則とする情報公開条例において、行政手続法よりも「公にされる」を限定的に解すべき理由はない。

以上2点から、行政代執行法第4条や警察官職務執行法第6条につき、「広く情報を公にすることを目的とするものではない」と指摘して答申の内容を否定する裁決は、明らかに条例第6条第1号ただし書アの解釈を誤るものである。

答申が行政代執行法第4条や警察官職務執行法第6条といった直接には当事者の適正手続保障にかかる法条に言及するのは、実力行使を伴う公権力の行使を担当する職にある者については、強い権力性を有する行為の透明性の観点から、氏名が公にされるべき要請が特に強いことが法律において前提とされていることを示すためである。公権力の行使は第三者・衆人の監視・環視によりその適正がはかられるものであり、強い権力性を有する行為にはより高い透明性が求められるという考え方は、広い意味で条例の理念と共通するものである。このような考え方にに基づき、答申は指定医師の氏名についても公開とすべきと判断したものである。

これに対して裁決は、「実力行使の程度の強さによって氏名の公開性が高まる性質のものではない」と述べるが、その根拠は明らかでなく、合理的な理由なく答申の考え方を否定するものであるとともに、条例の理念を尊重する姿勢にも欠けるものである。

確かに指定医師の氏名の公開の是非については見解の分かれるところであり、特別分科会においても議論の末に上記の結論に至ったものである。しかるに裁決においては、議論となりうる論点につき前提となる条例の解釈が明らかに誤っており、また、答申と異なる結論に至った点につき何ら説得的な説明がなされていない。よって答申尊重義務に反することはいうまでもない。

3) ⑤医療機関に関する情報の条例第6条第2号ア該当性について

裁決は、「印影以外の医療機関に関する情報を公開した場合には、『人権侵害行為をした医療機関』と受け取られ、当該医療機関の社会的評価や、業務上の信用等が低下し、または無用の対応に迫られて当該医療機関の事業運営が損なわれたりする蓋然性が認められる。」と述べて、第6条第2号アにも該当するものとする。当審議会は、この部分に裁決の最も大きな問題点が象徴的な形で表れていると考えるものである。

条例第6条第2号アは、「公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争

上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開事由と定めるが、文言から明らかなように、同条項は条例第 6 条第 1 号とは異なり当該法人等を識別しうるだけで非公開とするものではない。むしろ当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがない限り、当該法人等に関する情報であっても公開するのが同条項の趣旨である。

もつとも、当該法人等が社会的に問題とされる行為を行った疑いがある場合に行政調査を行った結果、真偽不明であるため行政指導にとどめたような事例においては、真偽不明の情報に基づいて当該法人等が社会的評価を受けることは条例第 6 条第 2 号アに該当する余地がある。しかし、本件対象公文書は、当該医療機関自身において作成された文書、もしくはそれに基づく文書であり、当該医療機関において旧優生保護法に基づき手術が行われたことは、動かしがたい事実であるといえる。

県政に関わる社会的に関心の高い事件につき、事件に対する県民の理解・評価の基礎となる事実を県民に公開することは、まさに条例の目的とするところであり、そのような事実に関する情報に基づき、人権侵害行為が行われていたか否かといった判断を県民がなしうることこそが地方自治の基礎である。当該医療機関が社会的に厳しく評価されるおそれがあるという理由だけで、そのような判断の機会を県民から奪うことは、条例の理念と全く相容れないものであり、到底正当化できるものではない。本件対象公文書のように社会的に極めて関心の高い事件に関する文書であっても、文書に記載されている法人等に対する低い評価のおそれを理由に非公開とされるのであれば、およそ法人等に対する評価を左右するおそれのある情報が記載された文書は全て非公開とされることになるのであり、そのような条例の存在意義自体を否定するような事態を条例が容認するものとは考えられない。よって、事実に基づいて当該医療機関が厳しく評価されるおそれがあるとしても、そのような評価を受けないことが、当該医療機関の正当な利益として条例第 6 条第 2 号によって保護されているとはいえない。

以上のように、裁決は、情報の公開による当該医療機関の社会的評価への影響を過度に重視する一方で、条例の理念である情報公開の要請を極めて低く評価するものである。裁決においては、旧優生保護法に基づく手術が行われたという事実の解明に向けた県民の高い関心は、人権侵害行為だと評価される可能性のある行為を実際に行ったことが明らかな医療機関が「人権侵害行為をした」との社会的評価を受けない「利益」に劣後するものなのであり、一般人の健全な社会常識とは大きくかけ離れた利益衡量がなされていると言わざるをえない。このように本件対象公文書を公開する要請を極めて低く評価する裁決の基本的立場は、⑤医療機関に関する情報の条例第 6 条第 2 号ア該当性についての判断にとどまらず、上記 1) で指摘したように条例第 6 条第 1 号該当性のみを過度に強調する判断、さらには③個人に関する情報の一つ一つについての具体的な判断、④指定医師の氏名に関する判断においても前提とされていると考えることができるのであり、裁決全体を通じて公正妥当な判断がなされているか大いに疑問を生ぜしめる結果となっている。

以上、1) 2) 3) の点は、条例の解釈を明らかに誤っているととも、一般人の健全な社会常識にも反するものであり、答申尊重義務に反することは明らかである。

もっとも、裁決の問題点はそれだけではない。

(2) 裁決期間について

2019年8月末に答申がなされてから2020年2月に裁決がなされるまで6ヶ月近くかかっており、条例第22条第3項に明らかに違反する。条例の下での従来の実務では、この点に関し「原則30日、特別の理由がある場合は60日以内」とされてきたところである。

1) 条例第22条第3項の趣旨は、裁決にあたっては答申の尊重が前提となるため、裁決庁としては答申の内容を一から検討し直すのではなく、答申の判断が明らかに不当である場合に限って答申と異なる判断をなすところ、答申の判断が明らかに不当であるか否かの判断には多くの時間を要しないことから、速やかな裁決が求められるとするものと考えられる。

したがって、仮に答申と異なる裁決に多くの時間を要するとすれば、それは答申の判断が明らかに不当とはいえないことを示すものである可能性が高く、仮にそうであるとすれば、答申内容と異なる裁決をすべく多くの時間を費やして答申と異なる内容の裁決をすること自体が答申の尊重義務に反するということができる。

他方、裁決の内容につき(1)で指摘したところからすると、この点に関する答申の内容につき十分慎重に検討したために多くの時間を費やしたとの説明にも無理があるように思われる。

ちなみに本県条例と類似の条例の定めを置く他の地方公共団体において、答申と異なる裁決がなされたことに対して建議がなされた例の多くは、1月前後の期間で答申と異なる裁決がなされている。

以上からして、答申と基本的立場を異にする内容の裁決を下したことは、裁決の大幅な遅延を正当化するものではない。

2) もっとも、本件審査請求に関しては、審査請求の対象となった情報につき答申と異なる基本的立場に立って検討し直したところ、対象となった情報が膨大であったため、とりわけ③個人に関する情報につき、個々の情報の公開非公開の判断に長期間を要したという説明が考えられる。しかし、結論からいえば、そのような事情も裁決の大幅な遅延を正当化するものではない。

一般に、多くの者の大量の同種類の情報を対象として公正平等な判断が特に要請される場合には、そのような判断に多くの時間と労力を要するとしても、公正平等な判断の要請に厳格に応えるべく、一定の期間内に集中した判断を行うという判断過程が求められる。長期

間にわたる断続的な判断によって対象者の情報の間で判断基準の実質的変更の危険が生ずることを防ぐためである。したがって、多くの者の大量の情報につき非公開情報該当性を一から検討し直したとしても、そのことは本裁決が答申から6ヶ月近くかかったことの正当な理由にはならない。むしろ非公開情報該当性を一から検討し直したために実際に6ヶ月近くかかったとすれば、その事実自体が一貫した基準による公正な判断であることを大いに疑わせるものといえる。

なおこの点、他の地方公共団体の先例として、宮城県情報公開審査会の建議の事案では、答申から裁決まで6ヶ月余りの時間を要しているが、これは同答申において審査会自身が自らの審議に限界があると認め、十分な心証を形成できなかったことから、実施機関に対して調査及び審議を尽くすことを求めたことによるものと理解することができる。そのような特段の事情がある場合であっても答申から6ヶ月余りで裁決がなされたことと比較しても、そのような特段の事情のない本件審査請求において同程度の期間を要したとはにわかには信じることができない。

以上のように、1) 答申と基本的に異なる立場から審査し直したという理由も、また、2) そのような立場から個別の情報の検討に多くの時間を要したという理由も、答申から裁決に至るまで6ヶ月近くを要したことを正当化するものではないといえる。他に裁決の大幅な遅延を説明する理由は当審議会には見出し難く、この点につきぜひとも納得のいく説明を伺いたいところである。

(3) 結論として、建議が公にされている他の地方公共団体における事例と比べても、裁決の内容及び裁決に至る過程の両面において答申尊重義務違反の程度が甚だしいことから、裁決には重大な瑕疵があるものと当審議会は考える次第である。

3 提案

以上のような疑義のある裁決をそのまま放置することは、当該裁決の是非を超えて、県政全体に対する県民の信頼を損ねるものであり、単に裁決に対する当審議会の見解を示すのみでは、裁決によって失われた公益の回復には程遠いと考えられるため、裁決に対する今後の県としての対応につき以下のとおり提案したい。

〔1〕 裁決の内容について、この建議書とあわせて県民に対して公開すること。

通常は答申通りの裁決がなされることから、答申理由を詳しく説明する答申とは別に、裁決を公開する必要性がそれほど高くないとしても、答申と大きく異なる裁決については、裁決の内容を答申と比較しうる形で公開することが求められるといえる。むしろ行政組織の内部行為としての答申すら公開されているのであれば、行政組織外部に向けた滋賀県知事の裁決につき公開を拒否すべき理由は見当たらない。

- [2] 本建議において裁決に対する疑義として指摘した上記2点((1)(2))につき、裁決庁としての考えを当審議会に対し公開の場で説明するとともに、県民に対しても説明責任を果たすべく公開すること。

以上